

## 14 竹島に関する学習

### 1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁猟が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩<sup>りしやうばん</sup>大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

### 2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

2017（平成29）年、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小・中学校において、竹島が我が国の固有の領土であることが初めて記述された。また、2018（平成30）年3月、高等学校学習指導要領が改訂され、竹島が我が国の固有の領土であること、領土の画定などを取り扱う際に竹島の編入についても触れること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること等を扱うよう明記された。学習指導要領は学校教育法の委任により文部科学大臣が定める学校の教育課程の基準とされ、法規命令の性格をもつ。これにより、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習が推進されていくことになった。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることとしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

### 3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

#### 【竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿】

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

#### 【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

## 4 指導者に求められること

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

### (1) 竹島問題について正しく理解すること

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けない、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決につながるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決につながらないことを踏まえて指導する必要がある。

### (2) 竹島に関する学習の機会を充実させること

「子どもたちには難しい内容ではないか。」「対立を煽ることになるのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習の推進に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

### (3) 子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養につながる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元北方領土の島民の姿を知ることによって、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになると考えられる。

### (4) その他

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることは、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。